

青森県報

第二千七百三十五号

平成十九年
一月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

| | | |
|----------------------|---------------|---|
| 軽油引取税に係る特約業者の指定 | (税務課) | 一 |
| 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し | (同) | 一 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 | (健康福祉課) | 二 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | (同) | 二 |
| 右 同 | (同) | 三 |
| 道路の区域の変更 | (道路課) | 三 |
| 道路の供用の開始 | (同) | 四 |
| 電線共同溝を整備すべき道路の指定 | (同) | 四 |
| 廃川敷地等の公示 | (河川砂防課) | 四 |
| 証紙売りさばき人の名称の変更 | (出納課) | 五 |
| 行政書士試験の合格者 | (総務学事課) | 五 |
| 肥料登録の有効期間の更新 | (食の安全・安心推進課) | 五 |
| 建設業者の許可の取消し | (中南地域 県民局) | 五 |

告 示

青森県告示第五十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定によ

り、岩手県知事、宮城県知事、大阪府知事、兵庫県知事及び愛媛県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|--------|---------------------|--------------|
| 有限会社ミヤコ石油 | 長門 利邦 | 岩手県宮古市実田一の一の五の一 | 平成 一六・二・一 |
| 有限会社佐々木総販 | 佐々木 一彦 | 宮城県加美郡加美町字南寺宿一の一三 | " |
| 大洋油業株式会社 | 保高 充 | 大阪府大阪市西成区南津守六丁目六の五二 | 一六・三・一 |
| 黒田石油株式会社 | 黒田 義隆 | 兵庫県神崎郡神河町新野六一九 | 一六・四・一 |
| 山名商事株式会社 | 山名 隆衛 | 兵庫県丹波市市島町市島三四八の一 | 一六・二・一 |
| 有限会社二宮石油店 | 二宮 正光 | 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦五八九の一 | 一六・三・五 |

青森県告示第五十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、栃木県知事、東京都知事、長野県知事、愛知県知事、三重県知事、兵庫県知事、広島県知事、徳島県知事、香川県知事、熊本県知事、大分県知事、宮崎県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|--------------------|---------------|----------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|-----------------|
| 日南大協石油販売株式会社 | 西日本石油石炭株式会社 | 共販石油株式会社 | 丸石株式会社 | サヌキ産業有限公司 | 高原石油株式会社 | 高野石油有限公司 | 株式会社カメヤ | 細川商事株式会社 | 豊和石油株式会社 | 川瀬石油販売株式会社 | 秋山石油株式会社 | 株式会社むつみ屋商店 | 橋本商事株式会社 | 有限会社滝商店 | 北総産業株式会社 | 有限会社遠軽アポロ石油商會 | 氏名又は名称 |
| 高橋 憲一 | 桑野 修一 | 藏園 國男 | 仁井 寛 | 野崎 忠憲 | 高原 保之 | 高野 悦行 | 鈴木 太郎 | 細川 毅 | 山田 健二 | 川瀬 康之 | 秋山 伊佐男 | 葛西 克之 | 橋本 俊之 | 與那嶺 智 | 青木 章 | 高野 宏之 | 氏代表者の名 |
| 八宮崎県串間市大字西方五六三 | 大分県大分市中島西一の八の四二 | 熊本県熊本市九品寺二の四の三三 | 香川県丸亀市港町三〇七の七五 | 香川県東かがわ市引田六一の六 | 徳島県徳島市東船場町一丁目一三 | 広島県三次市十日市西一丁目一三の五 | 兵庫県神戸市須磨区大田町五丁目一の一 | 三重県四日市市高砂町一の六 | 三重県桑名市多度町香取三〇五 | 愛知県一宮市神山三丁目三の二六 | 長野県松本市出川二の七の三 | 東京都荒川区東日暮里六の六の六 | 東京都大田区大森中三の二二の三 | 東京都千代田区東神田一の一の八 | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の二 | 北海道紋別郡遠軽町大通北一丁目一の八 | の所在事務所又は事業所の所在地 |
| 一六・二・三〇 | 一六・二・一八 | 二・一・一 | 一六・二・一 | 一六・一〇・一 | 一六・一〇・一六 | 一六・九・一 | 一六・六・三〇 | 一六・九・三 | 一六・二・二〇 | 一六・八・三 | 一六・二・七 | 一六・一〇・三 | 一六・三・三 | 一六・八・三 | 一六・五・三 | 一六・七・一 | 指定取消年月日 |

| | | | |
|---------------|-------|----------------|---------|
| 株式会社JAおきなわSSS | 運天 新一 | 沖縄県浦添市伊奈武瀬一〇の七 | 一六・九・三〇 |
|---------------|-------|----------------|---------|

青森県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------|------------------|-----------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
| つがる診療所 | つがる市森田町大館勝山二四三の一 | 平成一六・一〇・三 |
| 泉山小児科医院 | 八戸市柏崎四丁目一五の二〇 | 一六・二・二五 |
| 西谷耳鼻咽喉科医院 | 弘前市大字住吉町二八の一 | 一六・二・三 |

青森県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|----------------|------------------------------|----------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
| つがる診療所 | つがる市森田町大館勝山二四三の一 | 平成一六・二・一 |
| とやもり内科小児科クリニック | 五所川原市金木町沢部四六八の一 金木タウンセンターノア内 | 一九・一・一 |
| ファイブ調剤薬局おおわに店 | 南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田七〇の二一 | 一六・二・一 |

青森県告示第五十四号

ノア調剤薬局

五所川原市金木町沢部四六八の一金
木タウンセンターノア内

一九・一

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|------------|-----|-----|-----|-----------|
| 名称 | 事業者 | 名称 | 事業所 | 年指 月日定 |
| 主たる事務所の所在地 | | 所在地 | | |

| 図面 番号 | 道路 種類 | 路線名 | 変 更 の 区 間 |
|----------|----------|--------------|--|
| 3 | 県道 | 岩崎西目屋 弘前線 | 弘前市大字如来瀬字四海淵一六の一から 弘前市大字下湯口字青柳一七九の三まで |
| 2 | 県道 | 弘前柏線 | 弘前市大字石渡五丁目一の一六から 弘前市大字石渡五丁目六の四まで |
| 1 | 県道 | 弘前環状線 | 弘前市大字石渡五丁目六の四から 弘前市大字岩賀一丁目一の一まで 弘前市大字石渡五丁目一の二二から 弘前市大字堅田字神田三八四の一まで 弘前市大字石渡五丁目六の四から 弘前市大字大久保字西田三七九の一まで |

| 変更の 前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|------------|----------------------------|--------------|----|
| 前 | 一三・五〇メートルから 一七・五〇メートルまで | 三、六一九・〇〇メートル | |
| 後 | 二〇・五〇メートルから 二六・五〇メートルまで | 三、七六二・五〇メートル | |
| 前 | 二九・〇〇メートルから 二九・〇〇メートルまで | 四〇九・〇〇メートル | |
| 後 | 二九・〇〇メートルから 二九・〇〇メートルまで | 二〇六・〇〇メートル | |
| 前 | 五・五〇メートルから 五・五〇メートルまで | 三、〇一四・六三メートル | |
| 後 | 七・五〇メートルから 七・五〇メートルまで | 五、五七五・三三メートル | |

青森県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

深浦町

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の二

深浦町訪問看護ステーション

西津軽郡深浦町大字関字栃沢七八の二

平成
一六・二・一五

| | | | | | | | | | |
|---|----|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 県道 | 常盤新山線 | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで |
| 4 | 国道 | 三三三九号 | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで |

青森県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|---|-----|---------|----------|
| 国道 三三三九号 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 五所川原市大字太刀打字馬繫一三五七の一から 五所川原市大字太刀打字馬繫一三七の一まで | | | 平成一九・二・五 |

青森県告示第五十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 後 | | 前 | |
|-------|---------------------------------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 後 | 前 | 後 | 前 |
| 県道 | 弘前岳鯉ヶ沢線 | 弘前市大字土手町一三三の一から 弘前市大字土手町六四の一まで | 一〇・八〇メートルから | 一〇・四〇メートルまで | 一〇・八〇メートルから | 一〇・四〇メートルまで |
| | | | 八・四〇メートルから | 八・〇〇メートルまで | 八・四〇メートルから | 八・〇〇メートルまで |
| 増田浅虫線 | 青森市大字浅虫字山下二七八の一から 青森市大字浅虫字坂本九の六一まで | 青森市大字浅虫字山下二〇三の一から 青森市大字浅虫字山下二〇三の一まで | 一三・五〇メートルから | 一三・〇〇メートルまで | 一三・五〇メートルから | 一三・〇〇メートルまで |
| | | | 一三・〇〇メートルから | 一三・〇〇メートルまで | 一三・〇〇メートルから | 一三・〇〇メートルまで |

青森県告示第五十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 アバンテック株式会社
- 二 代表者の氏名 阿保 清次郎
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字茂森新町三丁目一三の四七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一七〇九八号
- 五 取消年月日 平成十九年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年十二月六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭